

さがね教室受講生募集

技能検定金賞や青年技能競技大会メダリストを輩出した埼玉土建の「さがね教室」が今年も始まる。課題は「四方転ひ踏み台」。講師陣にはグランプリメダリストも加わる。受講料は3万円と少々値が張るが、得た経験値は必ず仕事で生きてくる。

申し込みは各支部まで



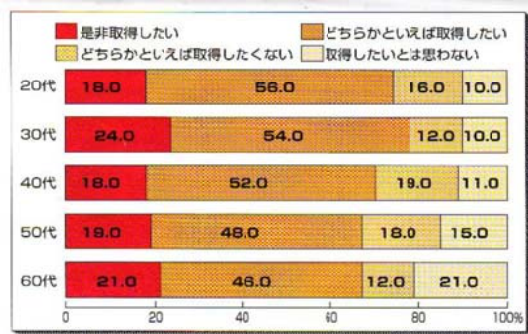
住まいのネットワークとは

住まいのネットワークは規約も会費もないゆるやかな組織で、この情報誌を読むことが会員の資格です。学習・交流を通じ、中小業者の協同化を目指しています。

発行所：埼玉土建一般労働組合

さいたま市南区鹿手袋6-18-12

電話 048-863-6293



年代別の「200住宅」取得意向 (新建ハウジング調べ)

200年住宅一気に加速

お客さんに対し「200年」の正しい説明を

工務店も十分対応可能に

200年住宅は首相の肝いり法案だ。



7割が200年住宅を取得したい
予定通りなら今国会で200年住宅関連法案が成立する。200

年住宅構想をつくった自民党の住宅土地調査会の会長が総理になる前の福田さんだったため、総理就任後に政策化が一気に進んだ。

業界紙だけでなく、経済誌やテレビまでも「200年住宅」が登場し、すでに、一部住宅メーカーは自称200年住宅を発表している。

新建ハウジングが2年以内に住宅取得意向のある500人に行ったアンケートの結果では、200年住宅に対する認知度は高く、7割が「取得したい」と回答している。

「200年住宅」は、「瑕疵保証義務化」と並んで、今年の住宅業界の最大のテーマになっている。

だが、長期優良住宅の基準は大筋「住宅性能評価制度」の基準が使われることが決まったようだ(表参照)。性能評価制度に対応している工務店の方が、長期優良住宅の認定にも対応しやすい。申請書類などの事務負担はあるが、仕事受注には不可欠だ。全建総連も200年住宅に対応した「型式認定住宅」の検討に着手するようだ。

お客さんへの説明が重要に

長期優良住宅は、既存住宅も対象になることが事実となっている。これから建てる住宅が既存住宅の長期優良住宅認定がとれるか否かは、お客さんの資産価値に大きくかわる問題だ。選択するのは、お客さんがメリット、デメリットについての説明を充分行わないと、信頼を失う結果になりかねない。

住宅性能評価制度がベースに

10月には認定住宅の受付が開始される予定

参考すべき性能表示項目	
耐久性	等級3
耐震性	等級2以上
維持管理の容易性	等級3
可変性	躯体天井高を一定以上確保
省エネ性	等級4
バリアフリー性	等級3以上
住環境への配慮	各自治体の要件を満たす

構造、設備一級建築士講習

【資料配付】4月7日から、建築技術教育普及センターの支部、都道府県の建築士会、建築士事務所協会で配布

【受講申込】(財)建築技術教育普及センター支部へ郵送(配達記録)

【申込受付】 4月14日～5月2日

【講習日程】

構造設計:6月9、10日 【場所】 東京都

【定員】1000人、6月12・13、17・18
日 【場所】横浜市 【定員】各2000人

【修了考查】 7月20日

設備設計:6月22~24日・29~7月1日

【場所】 東京都 【定員】 各800人

【修了考査】 7月13日

【受付問合せ先】(財)建築技術教育普及
センター、03-5524-3105

※詳しくは【インターネットホームページ <http://www.jaeic.jp/>】

管理建築士講習

【資料配付】1回目6月上旬、2回目9月中旬、都道府県建築士事務所協会、(財)建築技術教育普及センター支部で配布予定

【受講申込】 1回目7月中旬・2回目9月下旬、予定都道府県建築士事務所協会で受付予定

【受付問合せ先】

埼玉県建築士事務所協会048-864-9313

※詳しくは【インターネットホームページ <http://www.jaeic.jp/>】

とが必要
管理建築
士講習の
受講は、
現在登録
されている
建築士の
事務所の
管理建築
士も対象
となり、
法施行か
ら3年以
内に受講

とがでなくなる。現在、建築士を持っている工務店の仲間で、今後、建築士事務所登録の可能性がある仲間は、11月の法施行前に、建築士事務所登録を行うことを検討すべきだ。

管理建築士の資格取得制度についても（財）建築技術教育普及センターが「みなし講習」を開催する。

**改定建築士法 「みなし講習」で
構造・設備一級建築士に**

新建築士法により、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士が創設される。一定規模以上の建築物（ＲＣ造高さ20 m超、Ｓ造4階建て以上、木造高さ13 m超または軒高9 m超等）の構造設計については、構造設計一級建築士が設計するか、構造設計一級建築士による構造適合性確認が義務付けられる。また、3階建て以上で、床面積5千²m超の建築物については、設備設計一

級建築士による法適合
チェックが義務付けら
れる。義務化は09年5
月末予定だ。

法施行時に構造・設
備設計一級建築士が不
足し、建築設計が停滞
することが懸念される
ことから、国土交通大
臣認定機関の(財)建築
技術教育普及センター
が行う「みなし講習」
を受講し、修了考査に
合格すれば構造・設備
一級建築士の資格を与
えることになった。構
造一級建築士は2日間

建築士事務所開設するなら今しかない

の講義と1日修了考査
設備一級建築士は3日
間の講義と1日修了考

査となる。受講には、
一級建築士として、構
造設計や設備設計に関

する5年以上の実務経
験が必要だ。

新建築士法では、建築士事務所を管理する建築士（以下管理建築士）の資格取得制度が創設された。管理建築士の資格を取得には、①建築士として建築士事務所で3年以上の実

務経験を積み、所属する事務所の管理建築士に証明してもらう②国に証明してもらう③国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う管理建築士講習の課程（講義時間5時間、修了考査1時間）を修

み、所属する管理建築士もらう②国の登録を受ける習機関が行う講習の課間5時間、時間）を修了するこ

事務所登録ができたが、これからは、設計事務所に3年以上働くことが要件となる。そうすると、町場の2代目がんばって一級建築士に合格し、「それじゃあ建築士事務所の看板を掲げるか」なんてこ